

## 資料1. 今もこれだけある障害者欠格条項

政府が1999年に見直し対象とした63制度に限っても、53制度が相対的欠格として残されています。相対的欠格とは、「免許を与えないことがある」等として、行為や仕事ができるかを障害との関係で審査するものです。

表: 欠格条項が残る 53 制度 関連→資料6

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師、医師、医薬品等の一般販売業等、医薬品等の製造業等、一般労働者の就業、衛生管理者・作業主任者・クレーン等の運転、家畜人工授精師、火薬類取扱い、改良住宅への単身入居、海技試験（自衛艦）、海技従事者国家試験（一般船）、外国人の上陸制限、義肢装具士、救急救命士、警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者、警備員等、警備業、けしの栽培、建設機械施工、言語聴覚士、公営住宅への単身入居、航空機乗り組、国家公務員の就業、指定射撃場の設置者及び管理者、視能訓練士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、自動車等の運転、狩猟、柔道整復師、獣医師、診療放射線技師、水先人、船舶乗務のための身体検査基準、通訳案内業、鉄砲又は刀剣類所持、動力車操縦者運転、特定毒物研究者、毒物劇物取扱責任者、美容師、保健師、助産師、看護師又は准看護師、放射性同位元素等の使用、販売等、放射性同位元素又はこれに汚染された物の取扱い並びに放射線発生装置の使用、麻薬の輸入等、無線従事者、薬局開設許可、薬剤師、理学療法士・作業療法士、理容師、臨床検査技師・衛生検査技師、臨床工学技士
---

グラフ: 政府見直し対象 63 制度の変化(共に、視覚・聴言・心身・精神障害者の欠格条項のみを集計)

見直し以前 2000 年

見直し以後 2009 年

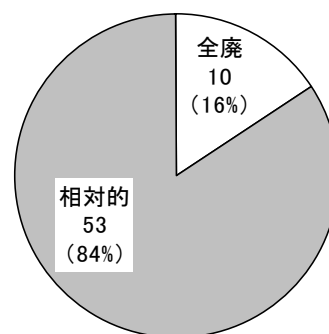
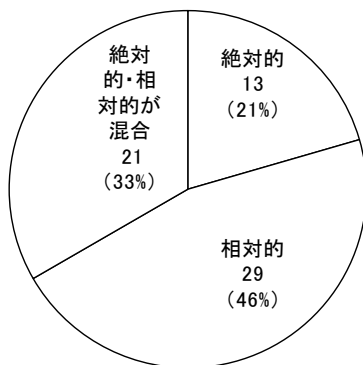


表: 欠格条項の総合調査から

最新の調査によれば、443 の法律に、障害者にかかわる欠格条項があります。特定の病気や障害についての欠格条項の新設は2007年以後は見あたらず、1999-2004年当時の見直しで相対的欠格となったものが、ほとんどそのまま存続しています。成年後見の欠格と「心身の故障」などの取得後の欠格は、法律の新設・改定時に、似た法律からコピーされ自動的に追加されて、増加しています。

欠格条項の内容	対象	数	例
資格を認めない・認めないことがある	成年被後見人・被保佐人のみ	128	公務員、馬主
	成年被後見人のみ	18	選挙権・被選挙権
	心身の障害	69	行政書士、通訳案内士
	精神の機能の障害、精神の著しい障害、等	56	船員、狩猟
	視覚や聴覚の機能の障害	27	薬剤師、医師
もっている資格を取り消す・取り消すことがある	「心身の故障」、成年被後見人・被保佐人、何らかの障害	344	各種の委員会の委員、法人役員、学校教員
資格や免許に限らない権利の制限	さまざまな権利制限	35	精神病院の入退院の自己決定、遺言の立会人

情報元: <http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/data/data2009.html>

2009年9-12月の総合調査から計数。複数の分類にあてはまる法令が多く法律数443と表の単純合計は一致しません。

## 資料2. 大学における障害学生受け入れの現状（2008 調査より）

全国障害学生支援センター

障害学生の受験を認めるかどうか、入学試験や入学後に、障害学生の支援をするかどうかは、各大学に任されており、対応が不十分。そのため、障害学生が希望する大学を受験できない、障害をもたない学生と同質の学生生活が送れない状況が、各地で起こっている。

表1 障害学生の在籍状況 ※「在籍あり」と回答した大学 295 校の内訳

障害種別	大学数 (校)	人数 (人)	平均在籍人数 (人)
肢体障害	235	756	3.2
聴覚障害	180	543	3.0
内部障害	87	355	4.1
視覚障害	101	222	2.2
発達障害	33	110	3.3
精神障害	25	78	3.1
重複障害	22	24	1.1
知的障害	5	4	0.8

### 1. 障害学生の受験可否

受験可：障害学生が大学に志願する前の段階で、受験を認めている状態。

受験可否未定：個々の障害学生の障害程度や、入学後のサポート可否を検討した上で、大学が受験を認めるかどうかを判断する状態。

受験不可：障害学生の受験を認めていない状態。

表2 障害学生の受験可否

	受験可		受験可否未定		受験不可	
	大学数 (校)	有効回答比	大学数 (校)	有効回答比	大学数 (校)	有効回答比
肢体障害	244	56.5%	181	41.9%	7	1.6%
聴覚障害	230	53.2%	187	43.3%	15	3.5%
視覚障害	194	44.9%	218	50.5%	20	4.6%
内部障害	188	43.5%	233	53.9%	11	2.5%
精神障害	112	25.9%	284	65.7%	36	8.3%
発達障害	85	19.7%	305	70.6%	42	9.7%
知的障害	78	18.1%	301	69.7%	53	12.3%

### 2. 受験時の配慮

何らかの配慮をする大学は増えてきているが、必ずしも障害学生が望む形になっていない。受験を認めても、配慮が不十分なため、結果的に障害学生の能力が十分に評価されない現実がある。

表3 肢体障害 受験時配慮内容 ※「入学試験で配慮あり」と回答した大学 350 校の詳細

配慮内容	大学数(校)	有効回答比
拡大文字用紙に解答	52	14.9%
チェックによる解答	32	9.1%
代筆での解答	19	5.4%
パソコンによる解答	16	4.6%
車での来校を認める	149	42.6%
試験室入り口までの付き添いを認める	137	39.1%
別室受験	132	37.7%

表4 聴覚障害 受験時配慮内容 ※「入学試験で配慮あり」と回答した大学 332 校の詳細

配慮内容	大学数(校)	有効回答比
面接時の筆談	66	19.9%
手話通訳者の利用	18	5.4%
手書き要約筆記者の利用	11	3.3%
パソコン通訳者の利用	3	0.9%
座席位置の配慮	141	42.5%
補聴器の使用	126	38.0%
注意事項の文書伝達	104	31.3%

表5 視覚障害 受験時配慮内容 ※「入学試験で配慮あり」と回答した大学 324 校の詳細

配慮内容	大学数(校)	有効回答比
拡大文字による出題	94	29.0%
点字による出題	67	20.7%
パソコンでの出題	6	1.9%
車での来校を認める	130	40.1%
別室受験	128	39.5%
試験室入り口までの付き添いを認める	125	38.6%

### 3. 入学後の支援

障害学生は、入学後もさまざまな分野での支援が必要だが、下表のように実施は不十分。

表6 入学後の支援内容

支援内容	大学数(校)	有効回答比
一般講義での配慮	210	48.6%
定期試験での配慮	193	44.7%
体育実技での配慮	162	37.5%
語学授業での配慮	101	23.4%
実習での配慮	92	21.3%
実験での配慮	55	12.7%
肢体障害学生への支援	174	40.3%
聴覚障害学生への支援	139	32.2%
視覚障害学生への支援	111	25.7%

注1：上記の表は、全国障害学生支援センターが実施した「大学における障害学生の受け入れ状況に関する調査」の結果をもとにしている。 調査期間：2006年12月～2007年3月実施

調査対象：全国すべての大学・大学校 745校 回答数：420校（56%）

数字は、特別な表記がない場合、回答大学数420校に学部別回答を含めた、計432校中の内訳。

各大学の詳細なデータは、書籍『大学案内2008 障害者版』にて公表。

注2：調査・書籍について参考 154国会 衆議院 厚生労働委員会 6号 2002年4月5日 石毛えい子議員

154国会 参議院 内閣委員会 8号 2002年4月9日 田嶋陽子議員

注3：全国障害学生支援センターは、障害をもつスタッフが中心に、調査、相談・情報提供、機関誌の発行、障害学生交流会の開催等を行うボランティア団体。平成20年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の「内閣府特命担当大臣表彰優良賞」に選ばれた。

全国障害学生支援センター 問い合わせ先

〒228-0818 神奈川県相模原市上鶴間本町3-14-22 田園コーポ3号室

電話・FAX 042-746-7719 E-mail info@nscsd.jp URL <http://www.nscsd.jp/>

### 資料3. 障害者むけ試験でも横行する門前払い

この表は、都道府県の身体障害者を対象にした職員採用試験の、主に一般事務職についてです。障害者対象の試験にもかかわらず、通勤や勤務にサポートがいないことを受験資格にしており、点字で受験できると明記しているのは20都道府県、手話通訳の必要を受験申込書で聞いているのは22都道府県だけです。

記号の黒丸●は「あり」、白丸○は「なし」で、1の北海道は、自力で通勤できる・介助者なしで職務遂行できる・口頭の試験(面接試験)に対応できる・活字印刷文に対応できる・という受験資格はいずれも「ない」。そして、点字試験、手話通訳をつけた受験ができます。北海道のようなところは表のとおりわずかです。「活字印刷文に対応できる」という受験資格は、点字試験を行わないことを意味し、点字ユーザーを門前払いしています。また、「口頭の試験に対応できる」受験資格はないところでも、手話通訳や文字通訳をつけない実態が少なからずみられます。

表：都道府県の身体障害者対象採用試験

	自治体名	受験資格の記述				試験において	
		自力通勤	介助なし勤務	口頭面接	活字印刷文	点字試験	手話通訳
1	北海道	○	○	○	○	OK	OK
2	青森県	●	●	○	○	OK	
3	岩手県	●	●	○	○	OK	OK
4	宮城県	●	●	○	○	OK	OK
5	秋田県	●	●	○	○	OK	OK
6	山形県	●	●	○	●	No	
7	福島県	●	●	○	●	No	OK
8	茨城県	●	●	○	●		
9	栃木県	●	●	○	●		OK
10	群馬県						
11	埼玉県	●	●	○	○	OK	
12	千葉県	●	●	○	○	OK	OK
13	東京都	●	●	○	●		
14	神奈川県	●	●	○	○	OK	OK
15	新潟県	●	●	○	●		
16	富山県						
17	石川県	●	●	○	●		
18	福井県	●	●	○	●		
19	山梨県	●	●	○	●		
20	長野県	●	●	○	●	No	OK
21	岐阜県	●	●	○	●		
22	静岡県	○	○	○	○	OK	No
23	愛知県	●	●	○	●	No	OK
24	三重県	●	●	○	●	No	OK
25	滋賀県	○	●	○	●	No	OK
26	京都府	●	●	○	○	OK	
27	大阪府	○	○	○	○	OK	OK
28	兵庫県	○	○	○	○	OK	OK
29	奈良県	●	●	○	●	No	OK
30	和歌山県	●	●	○	○	OK	OK
31	鳥取県	○	●	○	●	No	No
32	島根県	●	●	○	●	No	OK
33	岡山県	●	●	○	●	No	
34	広島県	●	●	○	●		
35	山口県	●	●	○	●		
36	徳島県	●	●	●	●	No	No
37	香川県	●	●	○	●	No	No
38	愛媛県	●	●	●	●	No	No
39	高知県	●	●	○	○	OK	No
40	福岡県	●	●	○	○	OK	OK
41	佐賀県	○	●	○	●		
42	長崎県	●	●	○	○	OK	OK
43	熊本県	●	●	○	○	OK	OK
44	大分県	●	●	○	●	No	OK
45	宮崎県	●	●	○	○	OK	OK
46	鹿児島県	●	●	○	○	OK	
47	沖縄県	●	●	○	○	OK	

情報元および詳細：<http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/koyou.html>

## 資料4. こんな受験申請書ならば一検討のたたき台として

(まえがき) 障害や病気があり何らかのニーズをもつ人が実質的に平等に受験できるようにするために、事前に連絡相談、調整を進める目的で、ニーズのある人は、提出してください。その趣旨から当然のことですが、提出による不利益取り扱いを行わないことを申し添えます。この申請書には障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付してください。障害や病気がなくニーズがない人が、それにもかかわらず申請することを避けるためであり、現状においては必要な手続きとしてご了解ください。

項目1. 選択肢のなかにニーズと一致するものがあれば、その番号を右の枠内に記入してください。

機器、器具を選択した場合は、それは受験者が持参できるものかどうかを記載してください。

記入例 (番号は一行に一つだけ記入してください)

17	○
----	---

番号	持参は○を記入

選択肢 (複数選択可)

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| 1、試験方法を口頭試問・口述回答に変更すること ※ | 11、車いすで座れる机の提供             |
| 2、点字による出題と解答 ※            | 12、介助者の同伴                  |
| 3、音声PCによる問題読解と解答 ※        | 13、手話通訳者                   |
| 4、拡大問題用紙・拡大解答用紙の提供        | 14、文字通訳者                   |
| 5、マークシートに代わる文字記入解答用紙の提供   | 15、補聴機器の使用                 |
| 6、マークシートに代わるチェック解答用紙の提供   | 16、注意事項等の文字による伝達(板書・プリント等) |
| 7、拡大鏡等の使用                 | 17、試験時間中の糖質類等の補飲食及び服薬等     |
| 8、照明器具の使用                 | 18、別室における受験                |
| 9、代筆者(手書き解答が必須の試験について)    |                            |
| 10、PCやワープロによる解答記入 ※       | ※はあらかじめ別室受験が想定されるものです      |

項目2. 選択肢に記載があることのほかに、希望する配慮事項があれば具体的に記入してください。

--

項目3. 上に選択または記述されたことが必要な理由を記入してください。

(例: 聴覚言語障害により音声言語での応答にかわるものとして文字通訳が必要です)

--

項目4. 上に関して試験実施者と詳しく相談調整したい点、確認したい点があれば記入してください。

(例: PC文字通訳者を希望します)

--

項目5. 受験者の連絡先 ※ 障害のため、FAX又はメールによる連絡を希望される場合には、FAX番号又はメールアドレスを記入してください。

ふりがな	電話番号
氏名	FAX番号
現住所 〒	メールアドレス

## 資料5. 寄せられた受験体験から

### ■ 修学や資格試験受験に合理的配慮がない障壁

#### □看護師（2008-）

メッセージ：幼いときから看護師になろうと思ってきて、地元の看護学校を受験して合格した。入学に際しての面接で聴覚障害があることを伝えたら、学校から入学辞退を求められ、結局、別の遠隔地の看護学校を受験して入学した。ストレスと疲労も重なって聴力が大幅に低下し、国家試験を受験できるか、指導を受けている教員に相談するなかで、入学した学校には聴覚障害学生の修学をサポートする姿勢がないことがはっきりした。退学して四年制大学看護学部をめざして勉強中。

補足：2001年の法改正以降、聴覚障害学生がいる医療系の大学等は倍増し、看護学部・学校に入学する聴覚障害者は、その中でもとくに多数を占めている。それにもかかわらず、調査によると、看護学部の66%が、「特に配慮はしていず、学生自身の努力に任せている」と回答しており、手話・ノートテイク・パソコン通訳の実施は皆無である。現状では、看護学部や学校に進学する人は比較的聴力がある人が多いとみられるが、いくらかの聴力があっても、集団の議論や実習は、音声言語と補聴によるカバーは不可能で、目でみてわかるように文字情報などでサポートすることが必須である。文科省をはじめとして国からも積極的に支える必要がある。調査は「医療系大学等における聴覚障害学生への講義保障のための調査研事業報告書」（2009年 社会福祉法人全国手話研修センター発行）を参照。

#### □精神保健福祉士，社会福祉士試験（2008-）

メッセージ：働きかけた結果、模擬試験では受託事業者が音声パソコンによる受験を認めた。しかし、本番の試験については、実施主体の社会福祉振興・試験センターが、導入に消極的で実現していない。

#### □日本語検定試験（2007-）

メッセージ：リスニング試験の代替試験がなく、聴覚障害者が合格することがほぼ不可能な状況がある。同じ語学試験でも「英検」は、テロップを流してリスニング試験の代替試験を実施している。日本語検定試験に合格できるかどうかは、日本での就学や就業に直結するため、外国出身の聴覚障害者らがリスニング試験の代替試験を実施するよう要望を出し働きかけをしているが、試験実施者は応じていない。

#### □税理士試験（2007-）

メッセージ：褥瘡のできやすい全身性障害で、移動や受験時の外泊が大きな負担となるため、自宅で受験することを希望しているが、認められていない。

### ■自治体職員採用試験における障壁

#### □地方公共団体の教員採用試験（2008-）

メッセージ：十代で失明し、学生のときから、音声パソコンによる教員採用試験受験を希望して、いくつかの自治体に要望してきた。2008年度から、大阪市と大阪府が全国で初めて、行政職採用試験で音声パソコンによる試験を導入したが、教育委員会は導入していず受験できない。大学院に進学して勉強中。

補足：視覚障害者のなかで、試験で使えるレベルで点字の読み書きをこなしている人の割合は低く、「1.5倍」といった試験時間延長の範囲では回答が困難といわれる。現在は視覚障害者の間で、音声パソコンも普及しているため、点字試験と合わせて、音声パソコン試験も実施されることが望まれている。身体障害者採用試験で、2009年度から、仙台市が新たに導入した。教育委員会の教員採用における障害者の雇用率は著しく低いことから、積極的な取り組みが必要である。

#### □地方公共団体の保育士採用試験（2008ー）

民間保育園で7年の勤務実績をもつ全盲の保育士が、市の保育士採用試験の受験申し込みを拒否された。この件は新聞でも取り上げられ、その後、受験（点字受験）が認められた。詳しくは資料7を参照。

#### □地方公共団体の障害者職員採用試験の受験資格（2008ー）

横須賀市は、従来から点字試験をおこなっていなかったうえに、拡大文字、面接での手話通訳なども不可とする障害者職員採用試験を2008年度に行った。それに対する抗議を受けて、市は、2008年度に、点字試験以外は認める再試験を実施した。同時に「自力通勤」受験資格は削除し「自力（介助者なしに）職務遂行」を受験資格に残した。続いて2009年には点字試験を認めることとした。

#### □地方公共団体の障害者職員採用試験（手話通訳）（2009ー）

メッセージ：「口頭による試験に対応できること」という受験資格は設けていない地元自治体に対して、毎回、面接試験に手話通訳者をつけてほしいと要望しているが、受け入れられない。その自治体を毎回受験して、一次試験を通過しながら、二次面接で不合格とされ続けている。

補足：「介助者なしに職務を遂行できなければならない」という考え方が、手話通訳や文字通訳、点字などを必須とする人を採用対象から除外することにつながっている。

#### ■自動車運転免許や電車の運転士の検査基準の障壁

##### □自動車の運転免許・聴力検査基準と制度のありかた（2008ー）

メッセージ：長年、毎日のように運転している。「聴力基準以下だから、ものを積載できる構造の4ナンバーの自動車を運転できない、原付も自動二輪もだめ」という制度に納得できない。なぜ運転について聴力を基準にするのか理解できない。

##### □自動車の運転免許・視力検査基準と制度のありかた（2007ー）

メッセージ：自分は矯正視力0.5程度のロービジョンで、日本では運転免許を交付されない。米国の大半の州では、日本では基準以下とされる0.7未満の視力の人も、運転免許をもち、運転することができる。

##### □電車の運転士（2008ー）

メッセージ：高校生で、片耳に聴力障害がある。夢見てきた運転士の仕事をめざして鉄道会社に就職しようとしているが、運転士になれるかどうか、出身校の先生も心配している。

#### ■外国の空は飛べるのにー諸外国にはない障壁

##### □グライダーパイロットライセンス（2009ー）

メッセージ：無事にアメリカのグライダーパイロットのライセンスがとれました！片目でもぜんぜん大丈夫です。日本も変わるといいのですが。「障害があるから難しい・・・」ではなく、「障害があるから、どうしたらうまくいくんだろう・・・」と考える人が増える世の中になってほしい。

補足：生まれたときから片目が見えない人で、ハワイでグライダーパイロットの教習講習を受けてきた。日本では二種自動車免許も航空免許も身体検査基準で不可、その他にも警察官など身体検査で不可とされる職業が多数ある。上記の自動車免許についても、日本は聴覚障害者を制限しているが、世界的には聴力不問の国が多く、視力基準も日本より低く、かつ、その人がどうやって安全に運転できるかに着目する。

資料6. 資格試験等と所轄官庁の一覧

管轄省庁 (2010年現 在の名称)	許可・届 出(1) 講習(2)	試験名	資格免許名 (63制度)	法律名
経済産業省	1		火薬類取扱い	火薬類取締法
環境庁		狩猟免許試験	狩猟免許	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律
警察庁		警備業務検定試験	警備員等の検定資格	警備業法
警察庁	2		警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者	警備業法
警察庁	1		警備業の認定	警備業法
警察庁		警備業務検定試験	警備員の制限	警備業法
警察庁	1		指定射撃場の設置者及び管理者	指定射撃場の指定に関する内閣府令
警察庁	1		銃砲又は刀剣類所持に係る許可	銃砲刀剣類所持等取締法
警察庁		自動車運転免許試験	自動車等の運転免許	道路交通法
警察庁	1		風俗営業の許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
警察庁	1		風俗営業の営業所の管理者	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
警察庁	1		風俗営業の許可基準に係る調査業務	風俗環境浄化協会に関する規則
厚生労働省	1		けしの栽培許可	あへん法
厚生労働省		あん摩マッサージ指 圧師試験	あん摩マッサージ指圧師、 はり師又はきゆう師の免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、き ゆう師等に関する法律
厚生労働省		はり師試験	あん摩マッサージ指圧師、 はり師又はきゆう師の免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、き ゆう師等に関する法律
厚生労働省		きゆう師試験	あん摩マッサージ指圧師、 はり師又はきゆう師の免許	あん摩マッサージ指圧師、はり師、き ゆう師等に関する法律
厚生労働省		医師国家試験	医師免許	医師法
厚生労働省		医師国家試験予備試 験	医師国家試験・予備試験	医師法
厚生労働省		管理栄養士国家試験	管理栄養士免許	栄養士法
厚生労働省	1		栄養士免許	栄養士法
厚生労働省		技士装具士国家試験	義肢装具士免許	義肢装具士法
厚生労働省		救急救命士国家試験	救急救命士免許	救急救命士法
厚生労働省		言語聴覚士国家試験	言語聴覚士免許	言語聴覚士法
厚生労働省		視能訓練士国家試験	視能訓練士免許	視能訓練士法
厚生労働省		歯科医師国家試験	歯科医師免許	歯科医師法
厚生労働省		歯科医師国家試験予 備試験	歯科医師国家試験・予備試 験	歯科医師法
厚生労働省		歯科衛生士試験	歯科衛生士免許	歯科衛生士法
厚生労働省		歯科技工士試験	歯科技工士免許	歯科技工士法
厚生労働省		柔道整復師試験	柔道整復師免許	柔道整復師法
厚生労働省		診療放射線技師試験	診療放射線技師免許	診療放射線技師法
厚生労働省		製菓衛生師試験	製菓衛生師免許	製菓衛生師法
厚生労働省 ／都道府県		調理師試験	調理師免許	調理師法
厚生労働省 ／都道府県		毒別劇物取扱責任者 試験	毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法
厚生労働省	1		特定毒物研究者の許可	毒物及び劇物取締法
厚生労働省 ／財団法人 理容師美容 師試験研修 センター		美容師試験	美容師免許	美容師法
厚生労働省		保健師国家試験	保健師、助産師、看護師又 は准看護師免許	保健師助産師看護師法
厚生労働省		助産師国家試験	保健師、助産師、看護師又 は准看護師免許	保健師助産師看護師法



管轄省庁 (2010年現在 の名称)	許可・届 出(1) 講習(2)	試験名	資格免許名 (63制度)	法律名
厚生労働省		看護師国家試験	保健師、助産師、看護師又は 准看護師免許	保健師助産師看護師法
厚生労働省 ／都道府県		准看護師試験	保健師、助産師、看護師又は 准看護師免許	保健師助産師看護師法
厚生労働省	2		麻薬の輸入等に係る免許	麻薬及び向精神薬取締法
厚生労働省		薬剤師国家試験	薬剤師免許	薬剤師法
厚生労働省	1		薬局開設許可	薬事法
厚生労働省	1		医薬品等の製造業等許可	薬事法
厚生労働省	1		医薬品等の一般販売業等 の許可	薬事法
厚生労働省		理学療法師国家試験	理学療法士・作業療法士免 許	理学療法士及び作業療法士法
厚生労働省		作業療法士国家試験	理学療法士・作業療法士免 許	理学療法士及び作業療法士法
厚生労働省 ／財団法人 理容師美容 師試験研修 センター		理容師試験	理容師免許	理容師法
厚生労働省		臨床検査技師国家試 験	臨床検査技師免許	臨床検査技師等に関する法律
厚生労働省			衛生検査技師免許※2005 年に資格廃止、臨床に統合	臨床検査技師等に関する法律
厚生労働省		臨床工学技士国家試 験	臨床工学技士免許	臨床工学技士法
厚生労働省			一般労働者の就業禁止	労働安全衛生規則
厚生労働省		衛生管理者試験、作 業主任者免許試験、 クレーン運転士免許 試験	衛生管理者・作業主任者・ クレーン等の運転免許	労働安全衛生法
国土交通省		建設機械施工技術検 定試験	建設機械施工の技術検定	建設業法施行令
国土交通省			公営住宅への単身入居	公営住宅法施行令
国土交通省			航空機乗り組のための身体 検査基準	航空法
国土交通省			改良住宅への単身入居	住宅地区改良法施行令
国土交通省		水先人試験	水先人免許	水先法
国土交通省			船舶乗務のための身体検 査基準	船員法
国土交通省		海技従事者国家試験	海技従事者国家試験(一般 船)	船舶職員及び小型船舶操縦者法施 行規則
国土交通省			地域伝統芸能等通訳案内 業免許	地域伝統芸能等を活用した行事の 実施による観光及び特定地域商工 業の振興に関する法律
国土交通省		通訳案内業国家試験	通訳案内業免許	通訳案内士法
国土交通省		動力者操縦者試験	動力車操縦者運転免許	動力車操縦者運転免許に関する省
人事院			国家公務員の就業禁止	人事院規則
総務省／財 団法人日本 無線協会		無線従事者国家試験	無線従事者免許	電波法
農林水産省	2		家畜人工授精師免許	家畜改良増殖法
農林水産省		獣医師国家試験	獣医師免許	獣医師法
文部科学省	1		放射性同位元素等の使用、 販売等の許可	放射性同位元素等による放射線障 害の防止に関する法律
文部科学省	1		放射性同位元素又はこれ に汚染された物の取扱い並 びに放射線発生装置の使 用の制限	放射性同位元素等による放射線障 害の防止に関する法律
法務省			検察審査員	検察審査会法
法務省			外国人の上陸制限	出入国管理及び難民認定法
防衛省		海技試験	海技試験制度(自衛艦)	船舶の配員の基準に関する訓令

資料7. 報道から

同年、大阪市は保育士試験で点字受験を認め、次いで、保健師についても実施することとしました。大阪府枚方市も複数の職種で点字試験を行う決定をしました。

# 全盲女性「受験させて」

## 保育士採用試験 大阪市が門前払い

大阪市の昨年度の保育士採用試験で、受験資格を満たしている全盲の女性が点字での受験を認められず、門前払いされていたことが、関係者への取材で7日分かった。同市ことも青少年局は「特別の配慮はできない」と説明するが、識者から疑問の声が上がっている。女性は国家資格の保育士資格を持ち、私立保育園で8年にわたる実務経験もある。女性は「今秋の試験に挑戦したい。障害を理由に、受験さえ認められないのは納得できない」と訴えている。

大阪市在住の小山田みきさん(31)。未熟児網膜症のため全盲になった。幼稚園での楽しい思い出が心に残り、保育士を目指して、京都市の華頂短大幼児教育学科に進学。01年、保育士資格を取得した。小山田さん以外に、全盲の保育士は「聞いたことがない」(厚生労働省)という。同年9月から、大阪市天王寺区の私立「四天王寺夕陽丘保育園」に勤務しているが、契約職員のため、公営保育所を目指すことにした。



小山田さんが勤める大阪市天王寺区の四天王寺夕陽丘保育園。「見えて、新しい本持ってきたよ。お話、始めるよ」。小山田さんがよく通る声で呼び掛ける。園児たちが集まってきた。エプロン姿の小山田さんが、点字の透明シールを張った絵本を右手の指先でなぞりながら朗読を始める。点字をなぞりながら読み聞かせをする小山田みきさん。大阪市天王寺区の四天王寺夕陽丘保育園で、幾島健太郎撮影

【遠藤哲也】(を含む)者。条件を満たしている小山田さんは昨年9月、市に点字受験について問い合わせたところ、「視覚障害者が働く職場は確保

されているが、契約職員のため、公営保育所を目指すことにした。

同市の昨年年度の保育士採用試験(短大卒程度)の受験資格は、74、89年生生まれの保育士資格を持つ(見込み

を求めている。市は「視覚障害のある保育士が保育業務に従

事するにあたって、どんな課題があるか整理していく」(ことも青少年局)と回答した。小山田さんは「1年待って今年6月、今秋の試験について同市に尋ねたが、同局は「試験

されていない」などと受験を断られたという。市長あてに点字受験を求める嘆願書も提出したが認められず、同市は「視覚障害のある保育士が保育業務に従

は競争なので、働く条件が同じなのが前提。一部の人を特別扱いで、点字受験の導入は考えていない」と回答し、受験すらできない状態は変わっていない。

同僚の保育士、森山佳代さん(41)は「園児の着替えでも服の着心地が悪くないかなど、一つ一つの動作が丁寧です」と話す。保護者からの不安の声も特にないという。小山田さんは「(大阪市は)私

の実際の仕事ぶりを見ることもなく、全盲者は何もできないという机上の空論で判断されているように感じる」と話している。

## 園児においや仕草で判別

# 点字実施20道府県のみ

## 身障者枠公務員試験

民間団体調べ

身体障害のある受験者に限定した都道府県の公務員採用試験（特別枠）で、点字受験を認めているのは半数以下の20道府県しかないことが、「障害者欠格条項をなくす会」（東京都）の調査で分かった。既に毎日新聞の調査で、政令市と県庁所在地など計51自治体の一般事務職試験で点字受験できるのは6都府県と判明。身体障害者向けに限った試験でも、多くの自治体が視覚・聴覚障害者の受験を制限している実態が明らかになった。

調査は、各自治体の「者対象の職採用試験」の方法で実施。特別枠

公式ホームページに「案内など」の一部に学校試験がない群馬、富山  
開されている身体障害者事務を含む）を認める。一面を除く45都道府県

（障害者欠格条項をなくす会調べ。一部に学校事務を含む）

- 北海道 手塚 田島 木葉 刈野 知重 賀阪 良山 根岡 崎本 分崎
- 手塚 岩宮 秋福 栃千 神長 愛三 滋大 兵奈 和島 福長 熊大 宮
- 点字 森手 城田 玉葉 川岡 都阪 山知 岡崎 本崎 島
- 北海道 岩宮 秋福 千神 長愛 三滋 大兵 奈和 島福 長熊 大宮

◆点字受験できると明記、手話通訳者に関する記述がある道府県◆

（8面に関連記事）

が対象。

- 点字受験ができることを明記しているのは、北海道▽青森▽岩手▽宮城▽秋田▽埼玉▽千葉▽神奈川▽静岡▽京都▽大阪▽兵庫▽和歌山▽高知▽福岡▽長崎▽熊本▽宮崎▽鹿



愛媛県は受験資格に「口頭による試験に対応できること」などと明記して手話通訳を認めず、それ以外の自治体も大半は手話通訳を想定していない。

同会事務局長で聴覚障害のある臼井久美子さんは「活字の文字や音声の言語を扱えなければ、仕事ができないという思い込みが極めて強いのではないか。明らかに差別で、是正すべきだ」と話している。

【遠藤哲也】  
障害者の権利に詳しい佛教大社会福祉学部の中田智恵海教授（障害者福祉）の話、障害者の種別によって採用で門前払いをするのは言語道断だ。障害の有無を超えて共に暮らし、働くことを目指す共生社会の流れに逆行する。障害に基づく差別を禁じた国連の障害者権利条約の批准と国内の法整備が急務だ。

児島▽沖繩の計20道府県。一方、東京▽長野▽奈良など多くの自治体が受験資格に「活字印刷文に対応できること」と明記し、視覚障害者を制限している。

また、手話通訳者の要・不要を問うなどの記述が確認できたのは22道府県のみ。徳島、

前頁は一面に掲載され、右は続きの記事として社会面に掲載されました。

法律の欠格条項も、受験資格も、入口に設けられたバリアであり、入口のバリアをなくさなければ入ることもできませんが、入ってからのことも重要です。学校や職場や生活上の介助や情報アクセスを保障する通訳など、個人をトータルにサポートできる制度が求められています。

全盲の岡崎学さん（左）の仕事をサポートするワークアシスタントの増田宏美さん  
—神奈川県庁で、塩入正夫撮影



## 職場介助者と二人三脚

神奈川県庁

# 先進的取り組み

## 「障害者雇用は責務」

点字による受験を認めていない自治体が多いことが判明した地方公務員の採用試験。一方で、点字受験を認めるだけでなく、採用後に仕事を手助けする「ワークアシスタント（職場介助者）」を配置する自治体もある。「これなんだっけ」。「医療機関の一覧です」。

神奈川県庁（横浜市）の健康増進課たばこ対策室。全盲の職員岡崎学さん（51）の問い掛けに、隣席のアールバイト職員の増田宏美さん（53）が笑顔で答えた。増田さんは岡崎さんをサポートし、回覧や書類などを読み上げて伝えるのが主な仕事だ。

岡崎さんは病気で高校生のころ、ほぼ全盲に。大学に進み、同県の職員採用試験を点字受験して合格、82年春に一般事務職として初めて採用された。当初からアシスタントが付き、増田さんとのペアは01年から。今の職場では、パソコンや点字で記録できる機器を使い、たばこの書を啓発するリーフレットの作成などを行っている。

増田さんは「岡崎さんの仕事がスムーズに進むように、文書をスラスラと読むよう心掛けています」と言い、岡崎さんは「アシスタントは（私の）目の代わりをしていただく。自分の能力を発揮できる可能性が生まれたことがうれしい」と話す。

障害者雇用促進法に基づき同県の障害者職員の雇用率は3・41%（法定は2・1%）で全国1位。障害のある職員247人（重度はダブルカウント）のうち49人が視覚障害で、全盲と強度弱視の6人に各1人ずつワークアシスタントが付いている。同県人事課の仲谷政二郎課長代理は「障害者の雇用は行政の重大な責務。ワークアシスタントも当然の配慮で、今後も障害のある職員の職域拡大に努めたい」と話す。

全盲の職員への人的サポート体制は京都府などにもあるが、限られている。全国64団体が加盟する障害者団体「DPI（障害者インターナショナル）日本会議」（東京都）副議長で全盲の楠敏雄さんは「職場介助は必要不可欠な支援だ。各自治体は率先して取り組んでほしい」と話している。【遠藤哲也】

点字の父  
生誕2000年